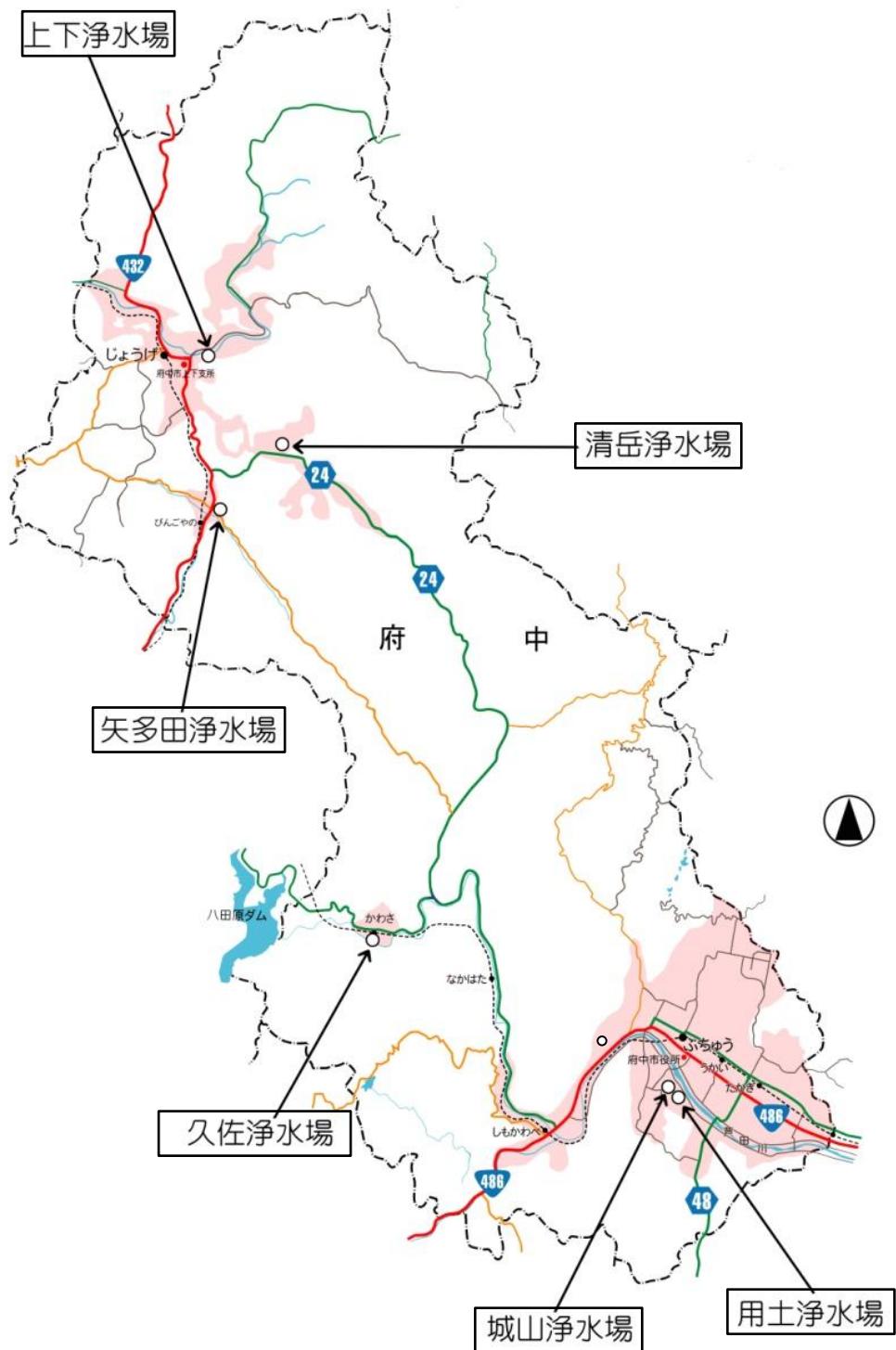


位 置 図



〔業務委託/設定なし〕

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

(1) 契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

(1) 指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

(1) 原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

(2) 業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

(3) 内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契

約を締結するものとする。(議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。)

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

(1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体(CD-R等に保存されたもの)によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

(1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

(2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間(市の休日を除く。)

質問回答期限 入札開始日の2日前(市の休日を除く。)

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX(0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

(1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

(2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

いずれも設定していない。

13 各会計年度の支払限度額

各会計年度の支払限度額を次のとおり予定している。

令和8年度 契約金額の2分の1

令和9年度 残額

なお、業務委託料の支払いについては月払いとする。

14 前払金

対象としない。

15 部分払

対象としない。

16 入札辞退等

(1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定期までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

(2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定期までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

17 公正な入札の確保等

(1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。また、広島県水道広域連合企業団府中事務所及び府中市が入札談合に関する情報を入手した場合において、事情聴取等の結果
- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
 - ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

- (1) 入札にあたっては、広島県水道広域連合企業団契約規定、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、広島県水道広域連合企業団府中事務所及び府中市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、広島県水道広域連合企業団情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

浄水場等運転管理業務委託仕様書

第1章 総則

第2章 業務範囲と業務内容

第3章 業務書類等

第4章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務委託仕様書は、広島県水道広域連合企業団府中市事務所（以下「委託者」という。）が管理する浄水場及び場内外の取水場・取水井戸・ポンプ所・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に發揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託（以下「業務」という。）に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 業務の受託者（以下「受託者」という。）は、浄水場等及び水道施設の機能が十分發揮できるよう、本業務委託仕様書のほか、契約書及び操作マニュアル等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、前項の業務を履行するための体制を事前に十分に整え、浄水場等の運転に支障が起きる事がないようにしなくてはならない。
- 3 受託者は、業務の履行にあたり、水道法のほか労働関連法令、その他関連法令を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第3条 受託者は、当該施設、当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約解除後及び契約の終了後においても同様とする。

(業務の範囲)

第4条 業務委託の範囲及び業務内容は、本業務委託仕様書「第2章」のとおりとする。

(業務管理)

- 2 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- 4 受託者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行に当たって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の保全に努めること。
- 5 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

(業務に従事する者)

第6条 本業務に従事する者は次のとおりとする。

- (1) 主任技術者 1名

(2) 業務従事者

- 2 受託者は、本業務に従事する者はすべて正社員を登用しなければならない。
- 3 受託者は、従事者の職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届出ること。また異動若しくは変更のある場合も同様とする。
- 4 受託者は、次の各号に定める資格以上の資格を有する者を確保しなければならない。なお、資格者は複数人で要件を満たすことができる。
 - (1) 第三種電気主任技術者
 - (2) 第二種電気工事士
 - (3) 乙種第4類危険物取扱者
 - (4) 水道施設管理技士3級
 - (5) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
 - (6) 第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
- 5 前項の資格者は、第1号に掲げる資格者は1名以上、第2号から第6号に掲げる資格者は2名以上とする。
- 6 主任技術者は、業務従事者を兼ねることができる。
- 7 受託者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者及び受託者にて協議する。

(主任技術者の資格基準)

第7条 主任技術者の資格基準は次のとおりとする。

- (1) 水道法施行令第11条の規定による資格（受託水道業務技術管理者）を有し、水処理（上水、工水又は下水）の運転管理業務に関して5年以上の実務経験を有する者とする。
- (2) 主任技術者は、受託者の正社員として1年以上の雇用関係にある者とする。

(主任技術者の職務)

第8条 主任技術者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。
- (2) 契約書、業務委託仕様書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者と密接な連絡をとり、業務の適切かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(業務従事者の資格要件)

第9条 業務従事者の資格基準は次の各号のいずれかを有する者とする。

- (1) 水道法施行令第11条の規定による資格（受託水道業務技術管理者）を有する者。
- (2) 学校教育法に定める高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業したのち、水処理（上水、工水又は下水）の運転業務、保守点検業務又は、維持管理業務のいずれかの業務に関して2年以上の実務経験を有し、第6条第4項第1号から第6号に定める資格の2以

上を有する者。ただし、習熟経験のために未経験者を置く場合、前記の資格の2以上を有するまでは単独の業務は行えない。

(業務履行計画書)

第10条 業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。業務履行計画書の詳細は、特記仕様書に定めるとおりとする。

(1) 業務概要に関すること。

業務方針及び業務の概要

(2) 業務組織に関すること。

業務組織、業務分担、緊急時体制、異常通報受理体制

(3) 業務工程に関すること。

年間業務工程表（運転管理、設備点検）、労務計画表

(4) 業務方法に関すること。

業務方法、要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）

(5) 安全衛生管理に関すること。

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

(6) 保全・保安管理に関すること

保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表

(7) 各種報告書様式

(8) その他必要事項

(年間業務計画書及び年間業務報告書等)

第11条 受託者は、業務履行計画書及び本業務委託仕様書「第2章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る年間業務計画書、年間業務報告書等を提出しなければならない。

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書等)

第12条 受託者は年間業務計画に基づき、あらかじめ委託者と協議し、特記仕様書に記する諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。

2 月間業務計画書を変更する必要が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

3 受託者は、月間業務計画書に基づき業務を進行し、特記仕様書に記する内容等により月間業務完了報告書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務完了報告書に添付して提出すること。

(委託業務記録等の整備)

第13条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

2 委託業務記録は、特記仕様書に記す他、受託者が必要な場合は、委託者との協議により追加する。

(安全衛生管理)

- 第14条 受託者は、業務の履行にあたっては、労働安全衛生法、同規則等の関係法令を遵守し、常に労働災害の防止に努めなければならない。
- 2 作業の実施にあたり法令などに基づいて安全管理に関する事項を定めなければならない。
 - 3 水道法第21条第1項の規定による定期及び臨時の健康診断を受託者の負担で実施するとともに、安全衛生管理に細心の注意を払うものとする。
 - 4 受託者は、前項の健康診断を実施した場合は、その結果を委託者に報告しなければならない。
 - 5 第3項の健康診断の結果に異常のある者は、業務を履行できない。なお、改めて健康診断を実施し、異常が認められなければ業務を履行できる。

(教育及び訓練)

- 第15条 受託者は、運転・維持管理（運転、監視、巡視、点検、測定等）に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する運転マニュアル等を作成し、教育をしなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

- 第16条 受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は、委託者が貸与する。
- 2 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

- 第17条 受託者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、特記仕様書で定める施設の清掃は除く。

(事務室等の自主管理)

- 第18条 受託者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可をうけるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。
- 2 事務室等は無償で供与するが使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担とする。
 - 3 事務室等の使用に伴う光熱水費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

(従事者の服装等)

- 第19条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

- 第20条 受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため火気取扱い責任者を選任し、火

気を正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(浄水場等施設の一般管理)

第21条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、業務の実施、浄水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

(委託料の支払い)

第22条 委託料の支払いは、月払いとする。

第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲)

第23条 業務の主な内容は次のとおりとし、本条以降に記すほか、特記仕様書に記載するものとする。

(1) 運転業務

- ア 浄水場等の設備機器の運転制御
- イ 浄水場等の監視及び記録
- ウ 浄水場等の巡視点検
- エ 浄水場等の故障・緊急時の対応
- オ その他業務上必要な諸作業

(2) 保守点検業務

- ア 浄水場等の機械設備点検（調整及び交換）
- イ 浄水場等の電気設備点検（調整及び交換）
- ウ 浄水場等の計装設備点検（調整及び交換）
- エ 浄水場等の簡易な補修及び小塗装
- オ 消防設備点検（法定点検等については除く）
- カ 着水井・沈殿池・浄水池・配水池・ポンプ所など水槽の点検
- キ アからカまでの結果記録並びに報告書作成
- ク 久佐浄水場緩速ろ過池の砂削り
- ケ 上下浄水場、清岳浄水場緩速ろ過池の砂洗浄準備・立会
- コ その他業務上必要な諸作業

(3) 環境整備業務

- ア 浄水場等の範囲内の清掃及び整理・整頓
- イ 上記の記録及び報告書の作成
- ウ 城山浄水場の草刈業務

(4) 水質管理業務

- ア 浄水場の運転管理上で必要な通常の水質検査（法令に定める年1回の水質検査及び月1回行う水質検査は除く。）。
- イ 每月1回、指定された末端給水栓について行う残留塩素濃度及びpH値の検査

- ウ 臨機の措置及び緊急対応
 - エ 検査結果の記録及び報告書作成
- (5) 物品等調達業務
- ア 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
 - イ 上記の記録、報告書の作成
- (6) その他
- ア 夜間、土日祝日、年末年始における配水管漏水通報及び災害緊急通報時における職員への連絡
 - イ 净水場等の監視・保安

(運転監視時間)

第24条 運転監視時間は、毎日8時30分から21時30分までの13時間とし、その間は城山浄水場に業務従事者が最低1名常駐しなければならない。なお、24時間運転時は通常運転監視時間に21時30分から8時30分までの11時間を計上する。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重故障等、現状予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議する。

(施設の監視及び制御)

第25条 受託者は、監視及び制御により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施し、委託者に報告することとする。

- (1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理
 - (2) 取水・送水設備の適正な流量管理
- 2 監視及び制御は、次のとおりとする。
- (1) 受変電設備の監視
 - (2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量の監視及び制御
 - (3) 取水井戸の監視及び制御
 - (4) 浄水場等の各地の水位及び流量などの監視及び制御
 - (5) 浄水場等のポンプ施設の流量監視及び制御
 - (6) 城山浄水場から用土浄水場への逆送制御
 - (7) 沈殿池、ろ過池等、活性炭・消石灰注入設備の運転監視及び制御
 - (8) 濁度、pH値、アルカリ度、残留塩素等水質の管理
 - (9) 薬品等の注入量の監視及び制御
 - (10) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録
 - (11) 薬品等の取扱い及び受け入れ立会い
- 3 受託者は、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録し、提出しなければならない。

(巡視点検)

第26条 受託者は、次の巡視点検を実施するものとする。(巡視点検の頻度は特記仕様書の

とおりとする。)

- (1) 受変電設備
- (2) 送水ポンプ・配水池・加圧ポンプ所・取水井戸
- (3) 薬品注入設備
- (4) 建物付帯設備機器
- (5) 場内各所の状況
- (6) 前処理用移動床ろ過設備
- (7) 沈殿池設備
- (8) 急速ろ過設備
- (9) 緩速ろ過設備
- (10) 活性炭注入設備
- (11) 消石灰注入設備
- (12) 炭酸ガス注入設備
- (13) その他業務上必要な巡視

(調整及び整備)

第27条 受託者は各機器が正常に動作するように調整及び整備に努めること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は特記仕様書に定める。

2 受託者は、次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 各種ポンプ類の消耗品の交換
- (2) 各種電動機類の消耗品の交換及び調整
- (3) 各種バルブ類のグリースアップ
- (4) 制御に関する発信機の点検交換及び調整
- (5) 各流量計の流量の調整

3 前項の調整及び整備に必要な消耗品は委託者が支給する。

(簡易な修繕等)

第28条 受託者は、点検整備により発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、委託者に報告する。

2 設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については受託者の負担とする。

(業務報告及び引継)

第29条 受託者は、業務日報を毎日作成し、翌日委託者に報告するものとする。

2 受託者は、業務引継を遺漏なく確実に行わなければならない。また、必要があるときは現場において補足説明を行うなど引継に万全を期さなければならない。

(範囲外業務への補助)

第30条 受託者は、次の業務に関し補助を行うものとする。

- (1) 見学者対応
- (2) 委託者が行う催事への協力

(業務管理)

第31条 受託者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 運転操作に伴う操作表の作成
- (4) 净水場等の自主管理
- (5) 完成図書等貸与品の管理
- (6) 管路漏水事故における職員への連絡
- (7) 净水場等の保安及び施錠
- (8) 災害時における業務

(就業形態)

第32条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

ただし、浄水場等の設備が自動化もしくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が打ち合わせの上、業務形態を変更できるものとする。

業務名称	就業形態
(1) 運転監視業務	13時間（8:30～21:30）
(2) 保守点検業務	特記仕様書による
(3) 維持管理業務	特記仕様書による
(4) 24時間運転監視業務	必要な都度(見込み15日間/年)
(5) 緊急時対応業務	必要な都度(見込み252時間/年 内夜間96時間/年)

- 2 緊急時対応業務について、施設異常の通報を受けたときから45分以内に業務従事者が城山浄水場に到着できるよう適切な措置をとらなければならない。
- 3 維持管理業務の内容に変更が生じた場合、並びに24時間運転監視業務及び緊急時対応業務が見込み時間と相違した場合は、年度毎に別途精算するものとする。
- 4 感染又は伝染病に対して、重大且つ緊急事態に備えて平素から安全衛生管理を十分に行うとともに、それらの連絡体制等必要な準備をしておかなければならない。

(勤務体制)

第33条 受託者は、業務履行計画書に、前条による勤務体制を定めるものとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第34条 受託者は、業務の履行にあたり次項以降に定められた書類を期限内に提出しなければならない。

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 主任技術者の選任届
 - (2) 従事者選任届
 - (3) 委託業務従事者名簿及び経歴書
 - (4) 有資格者名簿
 - (5) 業務履行計画書
 - (6) 緊急事態発生時の連絡体制表
 - (7) 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書写し
 - (8) 借用承認願
 - (9) その他必要なもの
- 3 年間業務計画書一式（前年度の3月15日までに提出）
- 4 月間業務計画書一式（前月の25日までに提出）
- 5 月間業務完了報告書一式（完了後直ちに）
- 6 年間業務完了届（完了後直ちに）
- 7 年間業務完了報告書一式（完了後直ちに）
- 8 その他委託者が要求するもの

(業務検査)

第35条 受託者は、月間及び年間業務を完了したとき特記仕様書に定める方法により、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

第4章 その他

(経費の負担)

第36条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。

(責任)

第37条 契約期間中に生じた運転管理及び維持管理上の不備、誤操作による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替えもしくは、補償等により解決をすることとする。ただしテロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(雑則)

第38条 本業務委託仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 運転等にかかる資料の提出を、委託者が要求した場合は速やかに応じなければならない

い。

3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んではならない。

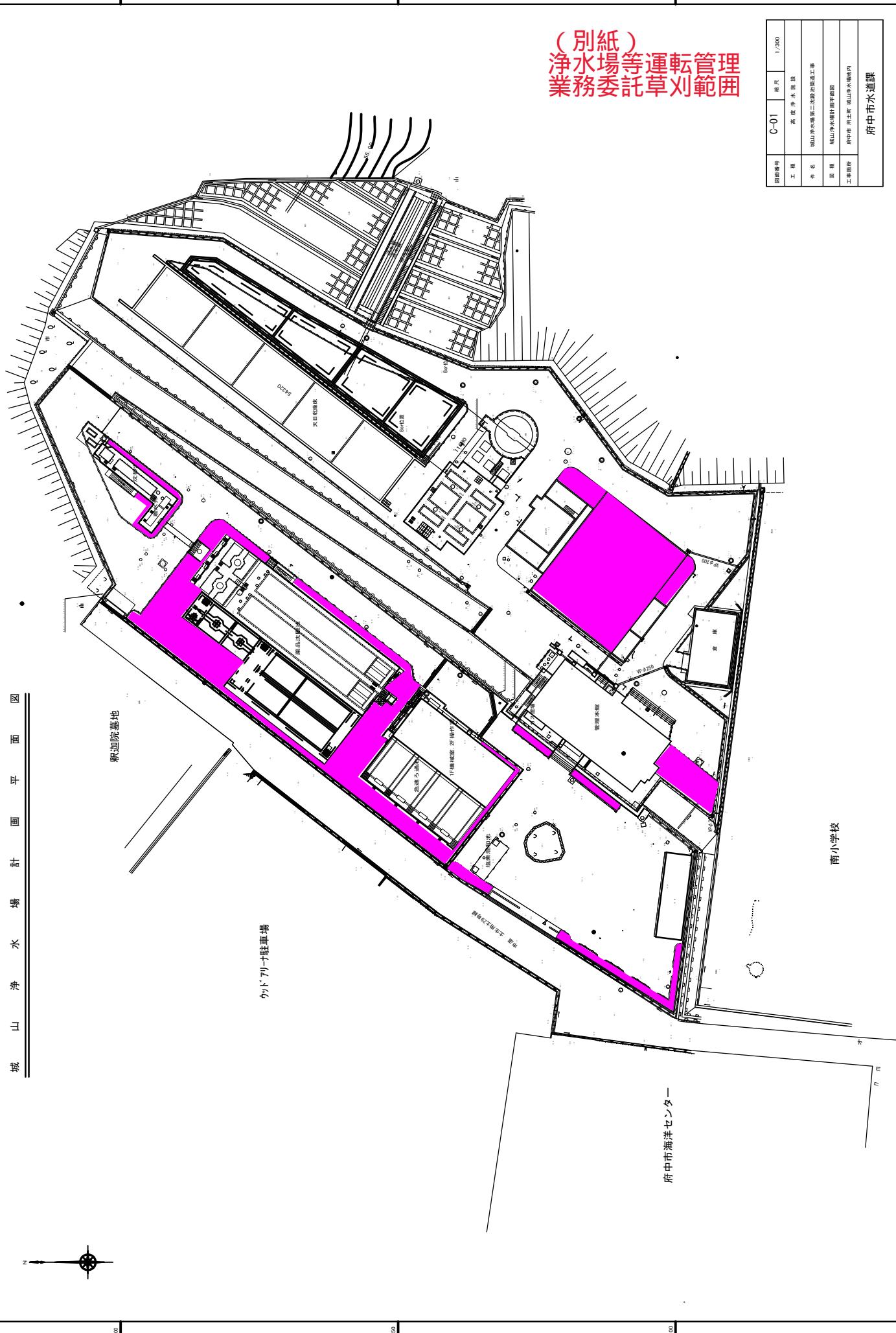
4 受託者は、本業務の次期受託者が業務委託契約を締結し、委託者が次期受託者に業務習熟のための作業を浄水場等で行わせる場合は、本業務の履行に支障のない範囲で協力しなければならない。

(事業実施におけるリスクマネージメント)

第39条 事業実施における浄水場等の施設について、その水道法上の責任は委託者にあるものとし、本業務範囲における施設の運転、維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

(疑義)

第40条 本業務委託仕様書に疑義を生じた場合又は、業務委託仕様書に定めない事項が発生した場合は、両者協議の上定めるものとする。



特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、業務委託仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図る事を目的とする。

(施設運転概要)

第2条 城山浄水場中央監視をはじめ、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、排水処理施設および場外の水源地、ポンプ場、配水池等の施設の運転、監視、制御及び記録等の業務を行うものであり、法令等で定められた水道水の品質を確保するよう管理を行うものである。

(業務履行計画書の要領)

第3条 業務委託仕様書第10条の「業務履行計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 業務履行計画書は、日本工業規格A4判により作成し、原則としてA4、A3とする。
- (2) 業務履行計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。

ア 「業務概要に関するこ」は、水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について委託業務に対する考え方方が把握できるよう記載すること。

イ 「業務組織に関するこ」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織、業務分担、緊急時体制、異常通報受理体制等が明確に把握できるよう記載すること。

ウ 「業務工程に関するこ」は、安全で安定的に净水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務工程が把握できるよう記載すること。

エ 「業務方法に関するこ」は、浄水場等施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点(ポイント)、日常及び巡回点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容、清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。

オ 「安全衛生管理に関するこ」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理にかかる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。

カ 「保全・保安管理に関するこ」は、安全に委託業務を遂行するために保全・保安管理について、年間を通じて実施計画を具体的に記載すること。

キ 「各種報告書様式」は、契約書、業務委託仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるもの

について様式を作成する。

(月間業務計画書等)

第4条 業務委託仕様書第12条第1項及び第3項で定める月間業務計画書及び月間業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとする。

- (1) 月間業務計画書は、年間業務計画書で計画した、運転業務、保守点検業務、環境整備業務、水質管理業務、物品等調達業務、その他の業務について、より具体的に記載する。
- (2) 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかとなるよう記載すること。(内容は委託者と協議の上、決定する。)

(各種機器の運転)

第5条 業務の履行に当たっては、次の要領で行いその結果を報告するものとする。

(1) 各種機器の運転操作及び管理

業務の範囲において、各種機器の機能及び使命を十分に理解し、各種機器の特性に応じた運転操作を適正に行わなければならない。なお、各種機器の操作は主として中央管理室で行い、特に機器の性能及び構造上必要なものについては、現場で操作及び管理をするものとする。

(2) 故障発見時の連絡処理

業務中に発見された故障・異常の内、緊急対応が必要なものについては、現地で可能な応急処置を講じた後、委託者に連絡し指示を受けなければならない。その他の場合も含め、故障報告書を作成して、事後の対応を記録し、原因や対策を明らかにすること。

(3) 異常通報を受けた時の対応

業務時間外に施設異常の通報を受けたときは45分以内に城山浄水場に到着し、異常が発生した施設を把握した後現地に赴き、前項と同様の処理をしなくてはならない。

(4) 非常時の運転操作及び管理

集中豪雨、台風、停電又は異常渇水等による水源の低下、導水量の減少又は水質の悪化等における非常時の運転については、委託者に速やかに報告するとともに委託者の指示に基づき的確に対処するものとする。管理上必要な措置を講じるため運転を停止及び再開する場合は、委託者の承諾を得るものとする。

(貸与品の台帳)

第6条 業務委託仕様書第16条で定める貸与品については、台帳に記載し管理する。

(内容は受託者と協議の上、決定する)

(業務完了報告書)

第7条 月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書は以下の各項に定める事項について報

告すること。

2 月間業務完了報告書

業務完了毎に次のものを提出する。

(1) 月間業務完了届

(2) 月間業務完了報告書

- ア 月間運転管理データ（月報）
- イ 月間水質管理データ（月報）
- ウ 月間実施作業報告書
- エ 24時間運転監視業務実施報告
- オ 時間外・緊急時対応業務実施報告
- カ 故障通報対応報告
- キ 異常・故障対応報告
- ク 作業報告
- ケ 自主点検報告

(3) その他業務検査必要書類

3 年間業務完了報告書

業務完了毎に次のものを提出する。

(1) 年間業務完了届

(2) 年間業務完了報告書

- ア 年間運転管理データ（年報）
- イ 年間水質管理データ（年報）
- ウ 年間業務実績報告書
- エ 物品管理報告書
- オ 保全管理年間実績報告書

(3) その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第8条 業務完了検査は、次の方法により行うものとする。

2 月間業務完了検査

- (1) 月間業務完了検査は、受託者から月間業務完了届が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した月間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- (4) 月間業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。

(5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

3 年間業務完了検査

- (1) 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了届が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- (4) 年間業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第9条 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務備品、ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品、ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (3) ポット・食器棚・茶器・台所用品等の消耗品、ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全帯・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器
- (5) 設備点検・小修理に係る点検工具、計測機器、懐中電灯等の工具・機器、ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
- (6) 点検・巡回用車両及び車両維持にかかる費用
- (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品、ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費、ただし、緊急時には、電話、ファックス等は、委託者所有の機器を利用出来るものとする。
- (9) 净水場巡回のための装置（巡回、点検ツール）
- (10) 備消耗品等の調達、管理費用
- (11) 各種保険の加入に係る経費

(設備管理台帳)

第10条 設備管理台帳は、計画的な改築、修繕が実施できるよう機器仕様、故障、工事履

歴等について記載したものが保管されているので、変更の際には報告を行うこと。

(保守点検)

第11条 巡視・点検の頻度は次のとおりとする。

- (1) 城山浄水場場内施設巡視・・・・・・1時間1回
- (2) 用土浄水場の巡視・・・・・・・・1日1回
- (3) 城山・用土浄水場の点検・・・・・・週1回
- (4) 場外浄水場(4箇所)の点検・・・・・・週1回
- (5) 管末残塩(24箇所)の点検・・・・月1回
- (6) 各ポンプ所(15箇所)の点検・・・・月1回
- (7) 各追塩設備(2箇所)の点検・・・・月1回
- (8) 各配水池(20箇所)の点検・・・・年4回

2 巡回・点検の頻度は委託者と協議の上、年間業務計画書及び月間業務計画書に記載し、業務委託仕様書第11条及び第12条に基づき報告するものとする。

(維持管理業務)

第12条 維持管理業務の頻度は次のとおりとする。ただし、施設の運転状況等により回数を変更しなくてはならないときは、委託者、受託者双方が打合せの上、変更することができるものとする。

- (1) 城山浄水場沈殿池清掃・・・・・・・3池×年2回
- (2) 上下浄水場酸化反応池清掃・・・・・・・年1回
- (3) 矢多田浄水場沈殿池清掃・・・・・・・年3回
- (4) 久佐浄水場緩速ろ過池の砂洗浄準備・立会・立上げ・・・3池×年2回
- (5) 上下浄水場、清岳浄水場の緩速ろ過池の砂洗浄準備・立会・立上げ・・・3池×年2回

(駐車場の使用)

第13条 運転監視時間の間常駐する主任技術者及び業務従事者は、府中市本庁舎等駐車場の目的外使用等に関する規程により、自らが使用する城山浄水場内の駐車場の使用料を委託者に納付しなければならない。

令和 8・9 年度

浄水場等運転管理業務

令和8年度

令和9年度

業務委託費

府中市用土町 外

業 務 概 要

令和8年度浄水場等運転管理業務 1式

令和9年度浄水場等運転管理業務 1式

業務委託費総括書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
令和8年度浄水場等運転管理業務				式	1.000			
令和9年度浄水場等運転管理業務				式	1.000			
合計								

広島県水道広域連合企業団府中事務所

令和 8 年度

浄水場等運転管理業務

業 務 價 格

消費税相当額

業 務 委 託 費

府中市用土町 外

業 務 概 要

市内各浄水場及びポンプ所並びにその他水道施設の運転管理

業務委託費内訳書

令和8年度 済水場等運転管理業務

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務委託費			済水場等運転管理業務					
		直接業務費						
		運転監視業務		式				第 1号代価表
					1.000			
		済水場点検業務①		式				第 2号代価表
					1.000			
		済水場点検業務②		式				第 3号代価表
					1.000			
		ポンプ設備点検業務		式				第 4号代価表
					1.000			
		市内残塩検査業務		式				第 5号代価表
					1.000			
		配水池点検業務		式				第 6号代価表
					1.000			
		上下・清岳緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務		式				第 7号代価表
					1.000			

広島県水道広域連合企業団府中事務所

業務委託費内訳書

令和8年度 清水場等運転管理業務

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			久佐緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務	式				第 8号代価表
					1.000			
			城山清水場沈殿池清掃業務	式				第 9号代価表
					1.000			
			上下清水場酸化反応池清掃業務	式				第 10号代価表
					1.000			
			矢多田清水場沈殿池清掃業務	式				第 11号代価表
					1.000			
			24時間城山清水場運転業務	式				第 12号代価表
					1.000			
			時間外・緊急時対応業務 (5時~22時)	式				第 13号代価表
					1.000			
			夜間・緊急時対応業務 (22時~5時)	式				第 14号代価表
					1.000			
			薬品受取業務	式				第 15号代価表
					1.000			
			除草業務	式				第 16号代価表
					1.000			

広島県水道広域連合企業団府中事務所

業 務 委 託 費 内 訳 書

令和8年度 済水場等運転管理業務

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
		直接業務費計		式				
					1.000			
		直接経費		式				
					1.000			
		技術経費		式				
					1.000			
		間接業務費		式				
					1.000			
		業務原価						
		諸経費		式				
					1.000			
		待機料		式				
					1.000			
		業務価格						
					1.000		0	

広島県水道広域連合企業団府中事務所

業 務 委 託 費 内 訳 書

令和8年度 済水場等運転管理業務

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
消費税相当額								
							0	
業務委託費計				式				
					1.000		0	

広島県水道広域連合企業団府中事務所

代 價 表

1.000式 当り

第 1号代価表

金額 ₩	内容 運転監視業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
保全技師 I	人				
		36.000			第1号計算書
保全技師 II	人				
		36.000			第1号計算書
保全技師補	人				
		255.000			第1号計算書
保全技術員	人				
		255.000			第1号計算書
保全技術員補	人				
		146.000			第1号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 2号代価表

金額 ₩	内容 净水場点検業務①				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
保全技師 I	人				
		10.000			第2号計算書
保全技師 II	人				
		10.000			第2号計算書
保全技師補	人				
		70.000			第2号計算書
保全技術員	人				
		70.000			第2号計算書
保全技術員補	人				
		40.000			第2号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第3号代価表

金額 ₩ 名 称 ・ 形 状 尺 法	内容 净水場点検業務②				1.000式 当り
	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		2.000			第3号計算書
保全技師 II	人				
		2.000			第3号計算書
保全技師補	人				
		20.000			第3号計算書
保全技術員	人				
		20.000			第3号計算書
保全技術員補	人				
		11.000			第3号計算書

代 値 表

1.000式 当り

第 4号代価表

代 値 表					
第4号代価表		1.000式 当り			
金額 ₩	内容 ポンプ設備点検業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
保全技師 I	人				第4号計算書
		0.000			
保全技師 II	人				第4号計算書
		0.000			
保全技師補	人				第4号計算書
		4.000			
保全技術員	人				第4号計算書
		4.000			
保全技術員補	人				第4号計算書
		2.000			

代 價 表

1.000式 当り

第 5号代価表

金額 ¥	内容 市内残塩検査業務				
	名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 價	金 額
保全技師 I	人	0.000			第5号計算書
保全技師 II	人	0.000			第5号計算書
保全技師補	人	4.000			第5号計算書
保全技術員	人	4.000			第5号計算書
保全技術員補	人	2.000			第5号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 6号代価表

金額 ¥	内容 配水池点検業務				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第6号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第6号計算書
保全技師補	人				
		2.000			第6号計算書
保全技術員	人				
		2.000			第6号計算書
保全技術員補	人				
		1.000			第6号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 7号代価表

金額 ¥	内容 上下・清岳緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務				
	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
保全技師 I	人				
		1.000			第7号計算書
保全技師 II	人				
		1.000			第7号計算書
保全技師補	人				
		8.000			第7号計算書
保全技術員	人				
		8.000			第7号計算書
保全技術員補	人				
		4.000			第7号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 8号代価表

金額 ¥	内容 久佐緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第8号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第8号計算書
保全技師補	人				
		1.000			第8号計算書
保全技術員	人				
		1.000			第8号計算書
保全技術員補	人				
		0.000			第8号計算書

代 値 表

1.000式 当り

第 9号代価表

代 値 表					
第 9 号代価表		1.000式 当り			
金額 ¥	内容 城山浄水場沈澱池清掃業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
保全技師 I	人				第9号計算書
		0.000			
保全技師 II	人				第9号計算書
		0.000			
保全技師補	人				第9号計算書
		2.000			
保全技術員	人				第9号計算書
		2.000			
保全技術員補	人				第9号計算書
		1.000			

代 價 表

1.000式 当り

第 10号代価表

金額 ¥	内容 上下浄水場酸化反応池清掃業務				
	名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 價	金 額
保全技師 I	人	0.000			第10号計算書
保全技師 II	人	0.000			第10号計算書
保全技師補	人	1.000			第10号計算書
保全技術員	人	1.000			第10号計算書
保全技術員補	人	0.000			第10号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 11代価表

金額 ¥		内容 矢多田浄水場沈殿池清掃業務			
名 称 ・ 形 状 尺 法		単位	数 量	单 價	金 額
保全技師 I		人	0.000		1.000式 当り 第11号計算書
保全技師 II		人	0.000		第11号計算書
保全技師補		人	1.000		第11号計算書
保全技術員		人	1.000		第11号計算書
保全技術員補		人	0.000		第11号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 12号代価表

代 値 表					
第 12号代価表		1.000式 当り			
金額 ₩	内容 24時間城山浄水場運転業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 価	金 領	摘 要
保全技師 I	人				第1号計算書
		2.000			
保全技師 II	人				第1号計算書
		2.000			
保全技師補	人				第1号計算書
		14.000			
保全技術員	人				第1号計算書
		14.000			
保全技術員補	人				第1号計算書
		8.000			

代 價 表

1.000式 当り

第 13号代価表

金額 ¥	内容 時間外・緊急時対応業務 (5時～22時)				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	単 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		1.000			第12号計算書
保全技師 II	人				
		1.000			第12号計算書
保全技師補	人				
		8.000			第12号計算書
保全技術員	人				
		8.000			第12号計算書
保全技術員補	人				
		4.000			第12号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 14号代価表

金額 ¥	内容 夜間・緊急時対応業務 (22時～5時)				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第13号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第13号計算書
保全技師補	人				
		5.000			第13号計算書
保全技術員	人				
		5.000			第13号計算書
保全技術員補	人				
		3.000			第13号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 15号代価表

金額 ¥		内容 薬品受取業務			
名 称 ・ 形 状 尺 法		単位	数 量	单 價	金 額
保全技師 I		人			
			0.000		
保全技師 II		人			
			0.000		
保全技師補		人			
			2.000		
保全技術員		人			
			2.000		
保全技術員補		人			
			1.000		

代 價 表

1.000式 当り

第 16号代価表

金額 ¥	内容 除草業務				
	名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 價	金 額
					1.000式 当り
保全技師 I	人	0.000			第15号計算書
保全技師 II	人	0.000			第15号計算書
保全技師補	人	1.000			第15号計算書
保全技術員	人	1.000			第15号計算書
保全技術員補	人	1.000			第15号計算書

令和 9 年度

浄水場等運転管理業務

業 務 價 格

消費税相当額

業務委託費

府中市用土町 外

業 務 概 要

市内各浄水場及びポンプ所並びにその他水道施設の運転管理

業務委託費内訳書

令和9年度 済水場等運転管理業務

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務委託費			済水場等運転管理業務					
		直接業務費						
		運転監視業務		式				第 1号代価表
					1.000			
		済水場点検業務①		式				第 2号代価表
					1.000			
		済水場点検業務②		式				第 3号代価表
					1.000			
		ポンプ設備点検業務		式				第 4号代価表
					1.000			
		市内残塩検査業務		式				第 5号代価表
					1.000			
		配水池点検業務		式				第 6号代価表
					1.000			
		上下・清岳緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務		式				第 7号代価表
					1.000			

広島県水道広域連合企業団府中事務所

業務委託費内訳書

令和9年度 清水場等運転管理業務

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			久佐緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務	式				第 8号代価表
					1.000			
			城山清水場沈殿池清掃業務	式				第 9号代価表
					1.000			
			上下清水場酸化反応池清掃業務	式				第 10号代価表
					1.000			
			矢多田清水場沈殿池清掃業務	式				第 11号代価表
					1.000			
			24時間城山清水場運転業務	式				第 12号代価表
					1.000			
			時間外・緊急時対応業務 (5時~22時)	式				第 13号代価表
					1.000			
			夜間・緊急時対応業務 (22時~5時)	式				第 14号代価表
					1.000			
			薬品受取業務	式				第 15号代価表
					1.000			
			除草業務	式				第 16号代価表
					1.000			

広島県水道広域連合企業団府中事務所

業 務 委 託 費 内 訳 書

令和9年度 済水場等運転管理業務

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
		直接業務費計		式				
					1.000			
		直接経費		式				
					1.000			
		技術経費		式				
					1.000			
		間接業務費		式				
					1.000			
		業務原価						
		諸経費		式				
					1.000			
		待機料		式				
					1.000			
		業務価格						
					1.000		0	

広島県水道広域連合企業団府中事務所

業 務 委 託 費 内 訳 書

令和9年度 済水場等運転管理業務

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
消費税相当額								
							0	
業務委託費計				式				
					1.000		0	

広島県水道広域連合企業団府中事務所

代 價 表

1.000式 当り

第 1号代価表

金額 ₩	内容 運転監視業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
保全技師 I	人				
		36.000			第1号計算書
保全技師 II	人				
		36.000			第1号計算書
保全技師補	人				
		255.000			第1号計算書
保全技術員	人				
		255.000			第1号計算書
保全技術員補	人				
		146.000			第1号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 2号代価表

金額 ₩	内容 净水場点検業務①				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
保全技師 I	人				
		10.000			第2号計算書
保全技師 II	人				
		10.000			第2号計算書
保全技師補	人				
		70.000			第2号計算書
保全技術員	人				
		70.000			第2号計算書
保全技術員補	人				
		40.000			第2号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第3号代価表

金額 ₩	内容 净水場点検業務②				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
保全技師 I	人				
		2.000			第3号計算書
保全技師 II	人				
		2.000			第3号計算書
保全技師補	人				
		20.000			第3号計算書
保全技術員	人				
		20.000			第3号計算書
保全技術員補	人				
		11.000			第3号計算書

代 値 表

1.000式 当り

第 4号代価表

代 値 表					
第4号代価表		1.000式 当り			
金額 ₩	内容 ポンプ設備点検業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
保全技師 I	人				第4号計算書
		0.000			
保全技師 II	人				第4号計算書
		0.000			
保全技師補	人				第4号計算書
		4.000			
保全技術員	人				第4号計算書
		4.000			
保全技術員補	人				第4号計算書
		2.000			

代 價 表

1.000式 当り

第 5号代価表

金額 ¥	内容 市内残塩検査業務				
	名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 價	金 額
保全技師 I	人	0.000			第5号計算書
保全技師 II	人	0.000			第5号計算書
保全技師補	人	4.000			第5号計算書
保全技術員	人	4.000			第5号計算書
保全技術員補	人	2.000			第5号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 6号代価表

金額 ¥	内容 配水池点検業務				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第6号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第6号計算書
保全技師補	人				
		2.000			第6号計算書
保全技術員	人				
		2.000			第6号計算書
保全技術員補	人				
		1.000			第6号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 7号代価表

金額 ¥	内容 上下・清岳緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		1.000			第7号計算書
保全技師 II	人				
		1.000			第7号計算書
保全技師補	人				
		8.000			第7号計算書
保全技術員	人				
		8.000			第7号計算書
保全技術員補	人				
		4.000			第7号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 8号代価表

金額 ¥	内容 久佐緩速ろ過池ろ過砂洗浄準備・立会業務				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第8号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第8号計算書
保全技師補	人				
		1.000			第8号計算書
保全技術員	人				
		1.000			第8号計算書
保全技術員補	人				
		0.000			第8号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 9号代価表

金額 ¥		内容 城山浄水場沈澱池清掃業務			
名 称 ・ 形 状 尺 法		単 位	数 量	単 價	金 額
保全技師 I		人	0.000		1.000式 当り 第9号計算書
保全技師 II		人	0.000		第9号計算書
保全技師補		人	2.000		第9号計算書
保全技術員		人	2.000		第9号計算書
保全技術員補		人	1.000		第9号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 10号代価表

金額 ¥	内容 上下浄水場酸化反応池清掃業務				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	単 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第10号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第10号計算書
保全技師補	人				
		1.000			第10号計算書
保全技術員	人				
		1.000			第10号計算書
保全技術員補	人				
		0.000			第10号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 11代価表

金額 ¥		内容 矢多田浄水場沈殿池清掃業務			
名 称 ・ 形 状 尺 法		単位	数 量	单 價	金 額
保全技師 I		人	0.000		1.000式 当り 第11号計算書
保全技師 II		人	0.000		第11号計算書
保全技師補		人	1.000		第11号計算書
保全技術員		人	1.000		第11号計算書
保全技術員補		人	0.000		第11号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 12号代価表

代 値 表					
第 12 号代価表		1.000式 当り			
金額 ₩	内容 24時間城山浄水場運転業務				
名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
保全技師 I	人				第1号計算書
		2.000			
保全技師 II	人				第1号計算書
		2.000			
保全技師補	人				第1号計算書
		14.000			
保全技術員	人				第1号計算書
		14.000			
保全技術員補	人				第1号計算書
		8.000			

代 價 表

1.000式 当り

第 13号代価表

金額 ¥	内容 時間外・緊急時対応業務 (5時～22時)				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	単 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		1.000			第12号計算書
保全技師 II	人				
		1.000			第12号計算書
保全技師補	人				
		8.000			第12号計算書
保全技術員	人				
		8.000			第12号計算書
保全技術員補	人				
		4.000			第12号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 14号代価表

金額 ¥	内容 夜間・緊急時対応業務 (22時～5時)				1.000式 当り
名 称 ・ 形 状 尺 法	単位	数 量	单 價	金 額	摘 要
保全技師 I	人				
		0.000			第13号計算書
保全技師 II	人				
		0.000			第13号計算書
保全技師補	人				
		5.000			第13号計算書
保全技術員	人				
		5.000			第13号計算書
保全技術員補	人				
		3.000			第13号計算書

代 價 表

1.000式 当り

第 15号代価表

金額 ¥ 名 称 ・ 形 状 尺 法	内容 薬品受取業務				1.000式 当り 摘要
	単位	数 量	单 價	金 額	
保全技師 I	人				第14号計算書
		0.000			
保全技師 II	人				第14号計算書
		0.000			
保全技師補	人				第14号計算書
		2.000			
保全技術員	人				第14号計算書
		2.000			
保全技術員補	人				第14号計算書
		1.000			

代 價 表

1.000式 当り

第 16号代価表

金額 ¥	内容 除草業務				
	名 称 ・ 形 状 尺 法	単 位	数 量	单 價	金 額
					1.000式 当り
保全技師 I	人	0.000			第15号計算書
保全技師 II	人	0.000			第15号計算書
保全技師補	人	1.000			第15号計算書
保全技術員	人	1.000			第15号計算書
保全技術員補	人	1.000			第15号計算書

企業団府中市水道事業施設概要

1 浄水場

(1) 城山浄水場

- ・水 源 名：表流水
- ・計画浄水量：14,000 m³/日
- ・沈 澱 池：普通薬品沈殿池 2池 7,000 m³/日
傾斜板付薬品沈殿池 1池 7,000 m³/日
- ・ろ 過 池：急速ろ過池 4池
- ・淨 水 池：1,600 m³
- ・配 水 地：1,400 m³
- ・配水方式：自然流下方式
- ・凝 集 効：PAC
- ・アルカリ剤：消石灰
- ・pH調整剤：炭酸ガス
- ・滅菌処理剤：次亜塩素酸ナトリウム
- ・特殊処理：粉末活性炭
- ・故障通報：一般回線電話通報

(2) 用土浄水場

- ・水 源 名：伏流水・地下水
- ・計画浄水量：5,720 m³/日
- ・配 水 地：1,500 m³
- ・配水方式：ポンプ圧送方式
多段渦巻ポンプ 30 kW × 4台
- ・アルカリ剤：苛性ソーダ（予備）
- ・滅菌処理剤：次亜塩素酸ナトリウム
- ・遠隔監視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・遠隔操作：取水量、薬注ポンプ注入率等
- ・故障通報：一般回線電話通報

(3) 久佐浄水場

- ・水 源 名：地下水
- ・計画浄水量：348 m³/日
- ・ろ 過 池：緩速ろ過池 5池
- ・淨 水 池：14.5 m³

- ・配水地：204m³
- ・配水方式：自然流下方式
- ・アルカリ剤：苛性ソーダ
- ・滅菌処理剤：次亜塩素酸ナトリウム
- ・遠隔監視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・遠隔操作：薬注ポンプ注入率
- ・故障通報：一般回線電話通報

(4) 上下浄水場

- ・水源名：地下水・表流水
- ・計画浄水量：1,343m³/日
- ・前処理設備：上向き流連続移動床砂ろ過方式
- ・ろ過池：緩速ろ過池 3池
- ・浄水池：94.5m³
- ・配水地：943.4m³
- ・配水方式：自然流下方式
- ・凝集剤：PAC
- ・アルカリ剤：苛性ソーダ
- ・滅菌処理剤：次亜塩素酸ナトリウム
- ・特殊処理：除鉄・除マンガンろ過機 2台
- ・遠隔監視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・故障通報：一般回線電話通報

(5) 清岳浄水場

- ・水源名：地下水
- ・計画浄水量：208m³/日
- ・前処理設備：上向き流連続移動床砂ろ過方式
- ・ろ過池：緩速ろ過池 3池
- ・浄水池：8.7m³
- ・配水地：低区配水地 122.4m³
- ・配水方式：自然流下方式
- ・凝集剤：PAC
- ・滅菌処理剤：次亜塩素酸ナトリウム
- ・遠隔監視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・故障通報：上下浄水場経由一般回線電話通報

(6) 矢多田浄水場

- ・水 源 名：地下水
- ・計画浄水量：8 3 m³／日
- ・沈 澱 池：反応池 1 池
- ・ろ 過 池：急速ろ過機 2 基
- ・淨 水 池：2. 1 8 m³
- ・配 水 地：5 3. 7 5 m³
- ・配 水 方 式：自然流下方式
- ・凝 集 剤：P A C
- ・滅菌処理剤：次亜塩素酸ナトリウム
- ・遠 隔 監 視：城山浄水場にて各ポンプ運転状態表示
- ・故 障 通 報：一般回線電話通報

2 ポンプ所

(1) 緑ヶ丘ポンプ所

- ・受水槽容量：5 0 m³
- ・流入調整弁：アイエス工業所F号ボールタップ
- ・ポンプ仕様：多段渦巻ポンプ 2 2 kW×2台
- ・遠 隔 監 視：城山浄水場にて配水地水位表示
- ・故 障 通 報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(2) 大門ポンプ所

- ・受水槽容量：2 1 m³
- ・流入調整弁：アイエス工業所F号ボールタップ
- ・ポンプ仕様：多段渦巻ポンプ 2 2 kW×2台
- ・遠 隔 監 視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・故 障 通 報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(3) 広谷ポンプ所

- ・受水槽容量：1 3 m³
- ・流入調整弁：アイエス工業所F号ボールタップ
- ・ポンプ仕様：多段渦巻ポンプ 5. 5 kW×2台
- ・遠 隔 監 視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・故 障 通 報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(4) 鵜飼第一ポンプ所

- ・受水槽容量 : 5 0 m³
- ・流入調整弁 : 千代田工業F P 1 5 0
- ・ポンプ仕様 : 水中渦巻ポンプ 2 2 k W×2台
- ・遠隔監視 : 城山浄水場にて水位、故障等表示
- ・遠隔操作 : ポンプ運転停止
- ・故障通報 : 城山浄水場経由一般回線電話通報

(5) 鵜飼第二ポンプ所

- ・受水槽容量 : 1 5 0 m³
- ・ポンプ仕様 : 多段渦巻ポンプ 3 0 k W×2台
- ・遠隔監視 : 城山浄水場にて水位、故障等表示
- ・遠隔操作 : ポンプ運転停止
- ・故障通報 : 城山浄水場経由一般回線電話通報

(6) 本山第一ポンプ所

- ・受水槽容量 : 2 5 m³
- ・流入調整弁 : アイエス工業所F号ボールタップ
- ・ポンプ仕様 : 水中渦巻ポンプ 1 8. 5 k W×2台
- ・故障通報 : 城山浄水場経由一般回線電話通報

(7) 本山第二ポンプ所

- ・受水槽容量 : 2 5 m³
- ・ポンプ仕様 : 多段渦巻ポンプ 2 2 k W×2台
- ・遠隔監視 : 城山浄水場にて配水地水位表示
- ・故障通報 : 城山浄水場経由一般回線電話通報

(8) 見晴ポンプ所

- ・受水槽容量 : 4 0 0 m³ (府中配水池使用)
- ・ポンプ仕様 : 多段渦巻ポンプ 1 1 k W×2台
- ・遠隔監視 : 城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・故障通報 : 城山浄水場経由一般回線電話通報

(9) 府中ポンプ所

- ・受水槽容量 : 2 7 m³
- ・流入調整弁 : 千代田工業F P 3 3 0
- ・ポンプ仕様 : 多段渦巻ポンプ 3 0 k W×2台

- ・遠隔監視：城山浄水場にて水位、故障等表示
- ・遠隔操作：ポンプ運転停止
- ・故障通報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(10) 出口ポンプ所

- ・ポンプ仕様：多段渦巻ブーストポンプ 5. 5 kW × 2台
- ・故障通報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(11) 目崎ポンプ所

- ・受水槽容量：23 m³
- ・流入調整弁：アイエス工業所F号ボールタップ
- ・ポンプ仕様：水中渦巻ポンプ 11 kW × 2台
- ・遠隔監視：城山浄水場にてフロー図、トレンド、故障等表示
- ・故障通報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(12) 土生送水設備

- ・ポンプ仕様：多段渦巻ポンプ 7. 5 kW × 2台
- ・遠隔監視：城山浄水場にて水位、故障等表示
- ・遠隔操作：ポンプ運転停止
- ・故障通報：城山浄水場経由一般回線電話通報

(13) 市場ポンプ所

- ・ポンプ仕様：ブースターポンプ 1. 5 kW × 1台
　　ラインポンプ 2. 2 kW × 1台
- ・遠隔監視：城山浄水場にてポンプ運転、配水池水位表示
- ・故障通報：上下浄水場経由一般回線電話通報

(14) 深江ポンプ所

- ・ポンプ仕様：ブースターポンプ 1. 5 kW × 2台
- ・その他設備：追塩素注入設備
- ・遠隔監視：城山浄水場にてポンプ運転、配水池水位表示
- ・故障通報：上下浄水場経由一般回線電話通報

(15) 清岳高区ポンプ所

- ・ポンプ仕様：ブースターポンプ 1. 1 kW × 2台
- ・その他設備：追塩素注入設備

- ・遠隔監視：城山浄水場にてポンプ運転、配水池水位表示
- ・故障通報：上下浄水場経由一般回線電話通報

3 配水池

(1) 城山配水池

- ・配水池容量：1400m³
- ・配水流量計：電磁流量計

(2) 用土配水池

- ・配水池容量：1500m³
- ・配水流量計：電磁流量計

(3) 緑ヶ丘配水池

- ・配水池容量：200m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(4) 大門配水池

- ・配水池容量：155m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(5) 広谷配水池

- ・配水池容量：78m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(6) 鶴飼配水池

- ・配水池容量：350m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計

(7) 本山配水池

- ・配水池容量：200m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(8) 見晴配水池

- ・配水池容量：260m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(9) 府中配水池

- ・配水池容量：720m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計

(10) 目崎配水池

- ・配水池容量：120m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(11) 土生配水池

- ・配水池容量：230m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計
- ・送水流量計：電磁流量計

(12) 元町配水池

- ・配水池容量：300m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計
- ・送水流量計：電磁流量計

(13) 久佐配水池

- ・配水池容量：114m³
- ・送水流量計：電磁流量計

(14) 上下第一配水池

- ・配水池容量：600m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：超音波流量計

(15) 上下第二配水池

- ・配水池容量：343m³
- ・水位計：投げ込み圧力式

(16) 市場配水池

- ・配水池容量：70m³
- ・水位計：静電容量方式
- ・配水流量計：超音波流量計

(17) 深江配水池

- ・配水池容量：50m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計

(18) 清岳低区配水池

- ・配水池容量：122.4m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計

(19) 清岳高区配水池

- ・配水池容量：93.6m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：電磁流量計

(20) 矢多田配水池

- ・配水池容量：53.7m³
- ・水位計：投げ込み圧力式
- ・配水流量計：ウォルトマン流量計